

議案第109号 和解案の受諾について

事件名 徳島簡易裁判所令和5年（ハ）第177号

養護老人ホーム費用支払請求事件

当事者 原告 小松島市

被告 A

和解案

- 1 被告は、原告に対し、本件養護老人ホーム費用として、35万6700円の支払義務があることを認める。
- 2 被告は、原告に対し、前項の金員を次のとおり分割して、阿波銀行小松島支店の「小松島市会計管理者」名義の普通預金口座（口座番号：0950415）に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、被告の負担とする。
 - (1) 令和6年1月から令和7年1月まで、毎月末日限り3000円ずつ
 - (2) 令和7年2月から令和8年4月まで、毎月末日限り2万円ずつ
 - (3) 令和8年5月毎月末日限り1万7700円
- 3 被告が前項の分割金の支払を2回以上怠り、かつ、その額が6000円に達したときは、被告は、当然に期限の利益を失い、原告に対し、第1項の金員から前項による既払金を控除した残金及び残額に対する期限の利益を失った日の翌日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を直ちに支払う。
- 4 原告は、その余の請求を放棄する。
- 5 原告及び被告は、本件に関し、原告と被告との間には、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 6 訴訟費用は各自の負担とする。

以上

事件の概要（参考）

1 訴えの提起

養護老人ホームへの入所措置をされていた者が、入所費用の自己負担金の一部を滞納したまま死亡した。

包括承継した相続人（以下「被告 A」という。）は、債務承認したものの返済に応じなかったため、令和5年6月定例会議において訴えの提起にかかる議会の議決を得て、同年7月13日、徳島簡易裁判所へ訴状を提出した。

2 和解勧告（和解案）

令和5年9月7日及び同年10月19日の口頭弁論期日を経て、同月24日、被告 A の資力及び弁済可能性等を踏まえたうえで、本事件解決のため、裁判官から、被告 A との和解勧告が出され、和解案が示された。

3 本市の対応

被告 A との和解並びに前項の和解案について検討した結果、受諾する方向となった。

4 被告の対応

被告 A については、すでに徳島簡易裁判所へ和解案受諾の意思表示をしている。